平成17年度第2回東京都税制調査会議事録

日 時 平成17年11月16日(水)

場 所 都庁第1本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成17年度第2回東京都税制調査会

平成 1 7 年 1 1 月 1 6 日 (水) 19:00~20:53 都庁第一本庁舎 南側 3 3 階特別会議室 S 6

開 会 午後7時00分

【山口税制調査副参事】 間もなく開会の時間となりますけれども、その前に事務局から、お手元に資料をお配りしておりますので、こちらの確認をお願いいたしたいと思います。

まず1枚目、本日の会議次第、それから座席表、調査会の委員名簿、小委員会の委員名簿、それから 都税調の設置要綱、運営要領、こちらそろっておりますでしょうか。

次に、右肩に資料1と振ってあります平成17年度東京都税制調査会答申案の概要、これが一つづり ございます。同じく右肩、資料2とあります平成17年度検討事項、それから、資料3とあります小委 員会の開催経過、こちらを席上に配付してございます。

それから、答申案の本文といたしまして、表紙に「平成17年度東京都税制調査会答申(案)」と表記されたもの、それから、答申の巻末につく予定でございます「参考資料」という表紙の一つづり、これがございます。

答申案ですけれども、本文のほうを事前に委員の皆様にはお配りしてございますが、その後若干変更がございました。主な変更箇所でございますが、まず、今席上にお配りしました13ページですね、こちら第1部第2章の5のところになりますが、(2)といたしまして法人事業税の分割基準の役割という項目が追加になっております。それから、第1部の第3章のまとめのところ、18ページになりますけれども、「地方自治体の永年の悲願……」というような文章が追加になっております。それから、50ページのところ、第2部第3章のまとめのところですが、まとめの後に、従来はまとめの中に入っていた項目を一部分けまして、「むすび」という項目を立てて独立させてあります。そのほか細かい語句ですとか図表の追加・修正等ございますので、ページ数がお配りしたものとは変わっておりますので、ご承知おさいただきたいと思います。

なお、のちほど事務局から答申案を説明する際は、本文のほうではなく、資料1と右肩に書かれましたもの、それから、資料2と右肩に入っております、こちらのほうで説明させていただきます。

資料は全部で11点ございますけれども、お手元にそろっておりますでしょうか。

よろしければ会議のほうに移りたいと思います。

それでは、神野会長、よろしくお願いいたします。

【神野会長】 それでは、平成17年度の第2回目になりますが、東京都の税制調査会を開催したいと思います。

皆様方には、本日ご多用のみぎり、日が落ち、夜もふけるころからお集まりいただきまして本当にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

第1回目の調査会を5月に開催いたしまして、本年度の検討事項につきましては、1つは固定資産税

制に関すること、それから、第2に当面の税制調の諸課題に関すること、と検討事項を決定させていただいたところでございます。その後、小委員会におきまして今年度の東京都税制調査会の答申の作成に向けて検討を重ねてまいりました。この委員会での議論を取りまとめまして、私どもこの調査会の提言としてまとめるべく内容を、今もご説明がありました答申案として作成をさせていただいております。

本日のこの総会に先立ちまして、あらかじめ委員の皆様方には答申案をお届けさせていただいておりますけれども、ただいまもご説明があったように、多少修正している箇所がございますので、本日はお手元にお配りをいたしております答申案に基づいてご審議をしていただければと思います。

なお、本日ご審議をいただきまして、その結果を踏まえてこの答申案を修正して次回の総会にお諮り した上で、最終的に委員の皆様方のご承認をいただいて、それを知事へ本年度の答申としてお渡しした いというふうに考えておりますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、事務局のほうに異動がございましたので、事務局から一言挨拶をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【菅原主税局長】 改めまして、7月16日付で主税局長を拝命致しました菅原でございます。どうぞ ひとつよろしくお願いしたいと存じます。

委員の先生方におかれましては、日ごろより本調査会の運営につきまして格別のご協力を賜りまして まことにありがとうございます。また、本日はお忙しい中をご出席賜りましてありがとうございます。

本日、議題に供されております平成17年度東京都税制調査会答申案では、市町村の基幹税目であり、また、都の特例として23区内では都が課税しております固定資産税制のあり方につきまして、わかりやすい制度を目指して内容をおまとめいただいております。また、最近の税制改革では、税源移譲に関連いたしまして平成17年度で全く根拠のない法人事業税の分割基準の不合理な見直しが行われ、これに加えまして法人住民税の分割基準でも同じ動きが懸念される状況にございます。この問題につきましては、石原都知事から検討のご下命がございました。答申案では財政分権改革のためのさらなる税源移譲の実現と、地方法人課税の分割基準を財政調整の手段としてはならないとの内容をおまとめいただいております。この答申案につきましては、神野会長、そして、青木小委員長を初めとして、当委員会の委員の皆様方、お忙しい中を多くの時間を割いてご議論をしていただき、取りまとめをいただいたものでございまして、心から御礼を申し上げたいと存じます。

ご出席いただいております委員の皆様方におかれましては、本年度答申の取りまとめに向けましてよるしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。前回の第1回目の総会以降、私どもの調査会の委員の ほうにも異動が生じておりますので、これについても事務局のほうからご報告という形でさせていただ きたいと思います。よろしくお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 それでは私から、東京都議会及び特別職の改選に伴いまして、新しく委員になられました方をご紹介申し上げます。

東京都議会議員の柿沢未途特別委員でございます。

【柿沢特別委員】 よろしくお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 東京都議会議員の原田大特別委員でございます。

【原田特別委員】 よろしくお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 東京都議会議員の東村邦浩特別委員でございます。

【東村特別委員】 東村でございます。よろしくお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 東京都議会議員の曽根はじめ特別委員でございます。

【曽根特別委員】 曽根です。どうぞよろしくお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 東京都出納長の幸田昭一委員でございます。

【幸田委員】 どうぞよろしくお願い申し上げます。

【宮下税制調査担当部長】 なお、本日は所用のため欠席でございますが、東京都副知事の関谷保夫委員、それから、東京都教育長の中村正彦委員も新たに委員となってございます。

新委員のご紹介は以上でございます。

また、本年度、検討事項であります固定資産税制につきまして、固定資産の評価などの専門的な部分 もございます関係で、東京都税制調査会運営要領第3によりまして専門委員を置き、小委員会の審議に も加わっていただきましたので、ご紹介いたします。

元東京都固定資産評価審査委員会委員の志熊克杲専門委員でございます。

【志熊専門委員】 志熊です。よろしくお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 それから、改選により退任いたしました委員につきまして、あわせてご報告させていただきます。東京都議会議員の山崎孝明特別委員、桜井良之助特別委員、富田俊正特別委員、古館和憲特別委員、それから、副知事の福永正通委員、濱渦武生委員、竹花豊委員、出納長の櫻井巌委員、以上の方々が退任されました。

事務局からは以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。新たにご参加いただきます委員の方々、どうぞよろしくお願いいたします。固定資産税が今年度の答申の焦点ともなっておりますので、志熊専門委員にはご参加をしていただいております。

それから、今ご退任の方につきましてもご紹介があったところでございます。

それでは、これから議事に入りたいと存じますけれども、これ以降の議事につきましては、運営要領第2の5によりまして非公開にさせていただきたいと考えております。ご異議がなければそのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【曽根特別委員】 済みません、私、関連をよく知らないのですけれども、今までずっと非公開でこの種の会議をやっておられたということだと思いますが、非公開の理由についてちょっと一言、簡潔にお知らせいただければありがたいのですが。

【神野会長】 事務局のほうから何かございますか。

【宮下税制調査担当部長】 活発な議論をしていただくという趣旨で非公開とさせていただいております。

【神野会長】 ここで討論された内容については公開をいたします。ただ、あらかじめここでの自由な 討論を保証するという意味で、今までは非公開にさせていただいております。

【曽根特別委員】 じゃあ、一言だけ。一般論としては公開が望ましいと私ども考えておりますので、 前の共産党の委員がそう言ったかどうかわかりませんが、一般論としては公開が望ましいと思っており ます。その意見だけ。

【神野会長】 そうですか。ただ、税の場合には、政府の税制調査会その他含めて利害にかかわるようなことがございますので、検討している段階では非公開にさせていただいているのが常識だと思います。 結果についてはもちろん全部公開いたしますので、何も透明性を確保しないというわけではないのですが、中での利害関係者その他の自由な討論を妨げることのないようにという配慮だけだと思います。

【曽根委員】 それでは、きょう初めてなので経験させていただいた上で、また意見があれば述べたい と思います。

【神野会長】 それでは、申しわけありません。

(プレス関係者退席)

【神野会長】 ちなみに、ご退出していただくときの話ですが、ヨーロッパ、ドイツなどでは、税にかかわることについては直接投票も禁止しているはずであります。これは非常に利害にかかわることなので、そういう意味で担保されているということだと思います。

それでは、これから平成17年度、今年度の東京都税制調査会の答申案の説明に入らせていただきます。事務局からまずご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 それでは、本年度の答申案の概要につきまして、私から説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料2、平成17年度検討事項をご覧いただきたいと存じます。

5月の第1回総会におきまして、平成17年度の検討事項は、ご覧のように固定資産税制に関することと、当面の税制上の諸課題に関することとご決定いただきました。この検討事項に基づきまして、今年度の答申案を小委員会でご審議いただきまして、本日ご提案の運びとなりました。

まず1つ目の、固定資産税制に関することについて、でございます。答申案では、順序を逆転させまして第2部に整理してございます。標題は、「地方分権時代にふさわしい固定資産税制」としてございます。固定資産税制は、地域に密着した地方自治体の基幹税目でございまして、今後とも納税者が理解の上で納税していただくことが必要でございます。しかしながら、現在の固定資産税制は納税者にとってわかりにくく、複雑な仕組みとなってございます。これを簡素でわかりやすいものにするための提言を行ってございます。あわせて、地方自治体の裁量をより拡大させるよう提言してございます。

次に、2つ目の、当面の税制上の諸課題に関すること、でございます。現在、国の三位一体改革は3 兆円規模の税源移譲と、それに伴う国庫補助負担金削減の議論が大詰めを迎えているわけでございます けれども、補助金削減に対します省庁の抵抗には根強いものがございます。また、平成17年度に法人 事業税の分割基準が見直されましたが、これは明らかに税源移譲に関連いたしまして財源調整が行われ たものでございまして、今後さらに法人住民税の分割基準が見直されるおそれもございます。そこで、 先ほど主税局長からも話がございましたように、知事からこれに対して国とどういう形で争うか議論をしていただき、対案を出していただきたいというような発言がございまして検討することになりました。しかしながら、都税調といたしましては、国との争い方を検討するよりも、三位一体改革の議論が現在迷走している中、改めて地方分権の理念を明確にし、真の地方分権改革を進めていくための提言をするほうがよいということで、第1部の「税源移譲の確実な実施と第二弾の移譲に向けて」を取りまとめてございます。

それでは、資料第1、平成17年度東京都税制調査会答申案の概要に沿いまして、部別・章別に要点 を説明させていただきます。

まず、第1部、税源移譲の確実な実施と第二弾の移譲に向けて、副題は「三位一体改革」と「真の地 方分権改革」でございます。

第1章は、地方分権改革と税源移譲について、でございます。

1では、いまだ地方分権の推進を財政面から裏づける財政分権が不十分である現状を指摘してございます。

2 では、そのために三位一体改革は、本来の地方分権の精神に立ち返り、税源移譲を確実に実施するべきであるとしてございます。

3では、このたびの3兆円規模の税源移譲は始まりにすぎず、今後地方の財政自主権を強化するためには、消費税から地方消費税への税源移譲が不可欠であるとしてございます。

4ですが、今回国庫補助負担金の削減に関して設けられた国と地方の協議の場は、法的な裏づけがなく、国の言い訳として利用されるおそれもなきにしもあらずということで、これを逆手にとって制度化し、国と地方が対等の立場で協議し、その内容が地方自治制度に確実に反映される仕組みを創設することを提言してございます。

5 では、税源移譲は、実は国の財政再建にも寄与し得るということと、何より地方の自己決定権の確立が地方分権の推進にとって必要不可欠であることを指摘してございます。

次に、第2章は、税源移譲と、いわゆる税源偏在と言われる問題について、でございます。副題にも ございますように、主に地方の財政力の調整について提言をしている部分でございます。

1と2で税源移譲を行うと地域間の財政力格差が広がるというような指摘をする向きがあることについて、法人事業税の外形標準化が不十分なこと、地方消費税への移譲が実現していないこと、地方交付税の削減がその主な原因であるとしております。

3では、地方消費税の充実と地方交付税等の財政制度によりまして、健全な財政調整制度の維持が可能であるとしてございます。

4では、法人事業税の外形標準課税の割合を高めることで、地域的な偏りや景気変動による不安定さ を縮小できると提言してございます。

それから、5では、法人事業税の分割基準の見直しは財源調整の手段として行われたことを指摘し、 さらに、税の性格や理念を無視した法人住民税の分割基準の見直しは税制を大きくゆがめるものであり、 地方自治の否定にもつながりかねない、行うべきではないとしてございます。 また、景気対策として小渕内閣のときに行われました恒久的減税のうち、個人住民税の定率減税部分が廃止される動きが強まっております。しかし、恒久的減税の一部の廃止のみで、財源補てん措置として設けられました地方特例交付金全体の廃止を持ち出す懸念もあることから、その不当性にも触れてございます。

第3章は、三位一体改革における国の対応が進むべき方向を見失っている今、改めて地方分権の精神 を思い起こす必要があるとして、第1部のまとめをしてございます。

続きまして、第2部の、地方分権時代にふさわしい固定資産税制の構築に向けて、でございます。

第1章は、地方分権と固定資産税制の再構築といたしまして、固定資産税制の簡素化や地域主体の制度に再構築する方向性を示してございます。

第2章は、今後の固定資産税制のあるべき方向といたしまして、副題にもございますように、わかりやすい制度を目指した提言の章となってございます。

1では、地価の乱高下を緩和するために設けられました特例措置、調整措置によって、複雑に歪められました土地の固定資産税制を、住民にとってわかりやすい制度にする必要を指摘してございます。そのために、「一物四価」と言われております公的価格の水準を一致させる方向の検討、固定資産税のための価格の定義をより明確に法定する方法、資産評価を独立して行う機構の設立、固定資産の評価額から税額を算出する複雑な部分を課税係数にまとめることなどを提言してございます。また、負担水準を早期に均衡化すべきことや、別の考え方としまして、個々の土地の評価について大胆に簡素化すること、現行の評価水準のままで課税係数を導入することも併記してございます。

2 では、家屋評価を簡素化する提言をしてございます。そのために取得価格方式の導入を中心といた しまして、現行の制度の中でも簡素化につながる数点を挙げてございます。

3 では、償却資産の申告に伴う納税者の負担を軽減するために、制度の見直しが必要であると提言してございます。

4では、固定資産税を地方の裁量が生かせる制度にしていくべきことを指摘いたしまして、先ほどの 提言であります課税係数や住宅用地の負担のあり方等は、地域の実情に応じて住民が決定できるような 制度にすべきこと、地域の政策課題を解決するために固定資産税を活用できる柔軟性のある制度にすべ きこと、ただし、財政調整制度では自治体間の公平を保てる措置を講じる必要があることなどを提言し てございます。

第3章は、以上のような提言を、地方分権を推進していく観点から国においても検討を行い、早期に 実現を図っていくべきであると訴えて、第2部のまとめとしてございます。

最後に、全体のまとめ、といたしまして、今後の分権改革や消費税制、道路特定財源の議論において も、国の視点からのみではなく、国と地方を通じた地方税財政制度のあり方の視点からも検討すべきで あると指摘して、答申案を締めくくってございます。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。ただいま事務局のほうから今年度の答申(案)についてご説明していただいたわけでございますが、お手元の資料3をちょっとお目通しいただければと思い

ます。平成17年度東京都税制調査会小委員会の開催の経過という資料でございますけれども、そこに ございますように、第1回目、6月10日から6回に渡る小委員会の検討を経てこの内容はまとめられ たものでございます。小委員長を務めていただいた青木委員には、ただただご努力に感謝するばかりで ございます。青木委員長のほうから何か補足してご説明していただくことがございましたら、お願いい たします。

【青木委員】 それこそ先ほどの議論ではありませんが、小委員会の議事自体は当然のことながら非公開にしておりますので、少し審議の過程などをお伝えできればというふうに思います。事務局のほうとなるべく重ならないように、簡潔に我々の考えていたことをお伝えさせていただきたいと思います。

ご説明ありましたように、大きく言って2つ審議事項がありまして、1つは固定資産税ということで、もちろん固定資産税をめぐってはさまざまな問題点、お立場によっていろいろな観点からご議論あるところというのは承知をいたしております。ただ、私ども小委員会のメンバーといたしましては、特に、本日ご欠席ですけれども、岩崎先生、渋谷先生のすばらしいアイデアを頂戴いたしまして、とにかく今、納税者にとって非常にわかりにくくなって信頼感が損なわれてしまっている、地方自治の根幹である固定資産税がこのままでいいのだろうかという問題意識から出発させていただいて、つまり、両先生のご意見に従いまして、わかりやすさというところをまずは追求すべきであると。さもなければ信頼を失ってしまうだろうということでございます。

ですから、今回の小委員会の取りまとめの中心、一言で申し上げますと、固定資産税をわかりやすくしましょうと。それともう1つ、同時に並行して信頼感を維持するためには、評価を評価機構というような客観的に信頼できる組織をつくって、そこで評価を行ったらどうだろうかということでございます。さらにもう1点、第3点目、我々小委員会としては、東京都らしい固定資産税というものも少し検討してみたかったのですが、これはなかなか時間の関係もありまして審議が深められなかったものですから、答申には余り入ってはございません。ただ、今簡潔にお話ししましたように3本柱ということで、わかりやすさ、評価機構、そして東京都らしい固定資産税というところで、現在では第2部になっておりますけれども、固定資産税の取りまとめをさせていただいたということでございます。

それと、第1部のほうですけれども、これはもう皆様方ご理解いただけるように、直面する課題であります。都知事も、あるいは都議会の先生方もいろいろなご議論あるいは対案を考えるべきであるというようなご意見がおありかと思います。諮問をいただきまして、我々としてどうすべきなのかということを、考えられるあらゆることを審議したつもりでございます。ただ、やはり政治的な、といいますか、先ほど事務局のほうの表現を借りれば闘い方といいますか、その部分については、もうこれは政治の問題ということで、我々はむしろ政治問題の議論をする際に基礎となるような理屈をしっかりとつくっていこうということで取りまとめをさせていただきました。

我々としては、地方税が地方自治の根幹である以上、これを簡単に分割基準というようなことで政府が変更して、勝手に課税の自主権を奪ってしまうこと、これこそが大問題であろうと。何をおいてもまず問題にするのはこれだろうということで、やはり理論的な基礎としてはそこのところを中心にしてございます。ただ、我々小委員会のメンバーとしてはあくまで理論に徹して議論したつもりですが、やは

り東京都として、政治の領域も含めていろいろおありだろうということで、小委員長の私としては、取りまとめには、正直言うとかなり苦渋の選択をしたところもございます。我々メンバーとしては、ちょっとここまで言わなくてもよいのではないかというような表現もてありますが、もちろん最終的には私が承認を出しておりますので、すべて私の責任ではございますけれども、なかなか小委員会の審議というものが、我々学者あるいは学識者の議論と東京都の立場というところと、いろいろと考えなければいけないのかなと。

もう1つ、これ、言い方を変えさせていただきますけれども、昨年も特別委員の先生方、変わっていらっしゃいますので、去年の議事録をごらんいただければと思いますが、三位一体ということになりますと、どうしても地方の間が割れやすいということはご理解いただけるかと思います。我々小委員会のメンバー、特に私としては、東京都の税制調査会というのは地方の一員として国に対して闘うということであって、地方の間を割らせるようなことは、なるべくといいますか、絶対にしたくはないと、理論的にも実践的にも。その点で今、別の表現で申し上げさせていただきましたけども、この分割基準もまさに、場合によっては地方の間が割れるという問題につながりかねませんので、ここが正直に申し上げると答申で一番取りまとめに苦労したところでございます。

ただ、最終的に、先ほど申し上げましたように、私は、責任を持ってこの第1部も、理論的にきちんと今の分割基準あるいは特例交付金の廃止問題に対して、それはおかしいということは申し上げているつもりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。済みません、ちょっと長くなりました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思いますが、先ほどもお話をいたしましたように、第1回目の調査会で、本年度の検討事項については、第1に固定資産税制に関すること、第2に当面の税制調の諸課題に関すること、と決定をしているわけでございますが、答申案のほうは、そういう意味では順序を逆に変えておりまして、第1部が地方分権改革の中で税源移譲、当面の税制上の諸課題のうちの大きな問題でありますが、税源移譲にかかわる課題、それから、第2部のほうでは固定資産税について取り上げているというところでございます。

内容が第1部、第2部というふうに大きく分かれておりますので、まず第1部の、お手元をおめくりいただきますと、「税源移譲の確実な実施と第二弾の移譲に向けて」という標題、副題は「三位一体改革」と「真の地方分権改革」というふうに書いておるところでございますが、ここの第1部からまずご意見やご質問をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【金子(清)委員】 先ほど、前にいただいた答申案について数カ所訂正したということですが、ちょっと内容をまだ読んでいないのですが、何か重要な変更点があれば、その辺を教えていただけますか。 字句の修正であれば結構ですけど、何か内容にかかわることで。

【神野会長】 こういうふうに言ったほうがいいというのが一番大きな点ですね。内容の解説。事務局のほうから内容の解説をお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 内容を大きく変えたということではなくて、1つは分割基準の経緯みたい

なもの、役割みたいなものを載せたというのと、もう1つは、最後にまとめのところで、反対意見の表明で章が終わってしまうのも体裁がよろしくないので、最後にやっぱりもう一度地方分権の精神に立ち返って改革を進めていくべきだという、「むすび」のところをつけ加えさせていただいたということです。

【神野会長】 13ページの(2)のところが新たに入ったところです。

そのほか、どうぞご自由にご質問・ご意見、いただければと思います。いかがでございましょうか。

【曽根特別委員】 第1部からということなので、ちょっと私どもの感想的な意見になるかもしれませんが、それと、幾つかちょっと確認をさせていただきたい点についてご質問をさせていただきたいと思います。これは2つのテーマに共通して言えることですけども、地方分権もしくは地方自治の拡充という立場からの税制を考えたときに、自治体と政府の間、もしくは自治体同士の、いわば財源の取り合いというふうになってはならないのは当然だと思うのです。で、都における税財政の地方分権が、最終的に何のために行われるべきかといえば、やはり東京に住んでいる人だけではなくて、法人の活動でいえば、東京に働きに来ている人も含めた幅広い意味での都民に、法人の収益ならば収益が全体に還元されていくというような形を考えておかなければならないと思うのです。その観点から地方税での法人税ということを考えますと、この12ページにも書いておりますように、確かに地元で企業活動することに対して必要な公共サービスをすると。それの対価といいますか、見返りを税として求めるという側面があるのは当然ですけれども、同時に企業の収益という形で生み出された財貨といいますか富ですね、それをいかにして公平に社会的に還元するかと、再配分するかという役割という意味がやっぱりあると思うのですね。その観点からこの答申案を検討させていただくと、幾つか疑問があるものですからちょっとお聞きしておきたいと思います。

1つは14ページでしたでしょうか、税源の偏在ということについて、上から4行目あたりから、多額の利益を稼ぎ出す法人が多く所在する地域に税収が集まるという、これは当然の結果であると述べている部分がありますが、これは、ここだけを読むと、まあ、その前後を読むと多少違うのかもしれませんが、ニュアンスとしては、格差はやむを得ないというように受け取られるのではないかと。現実に地方と東京で企業収益だとか、それに伴う法人税の税収総額という点では、人口対比で見ても大きな格差があるのは事実ですし、例えば埼玉や千葉の住民が都内に働きに来て、その利益を生み出していることを考えますと、何らかの収益の再配分の仕組みが必要であるのはやはり当然だと私ども考えているので、この表現からすると、税収格差を当然と考えているのかなと思えてしまうので、いわゆる税源格差の是正が必要ないという立場ではないと思いますが、その点について確認をしたいということが1つです。

それから、まとめて聞きますけども、もう1つ、法人事業税の分割基準見直しを理念がないと批判しているわけで、確かに国の見直しというのは極めて姑息なやり方だなと私も思いますけれども、これに反論する以前に都としては、国の法人税の見直しをやるのであれば、やはり法人税についての恒久減税の問題があると。こういうことに連動して、本来入るべき地方税のほうも法人事業税が大幅に減額されているじゃないかと。これは、例えば今問題にしている分割基準見直しの被害というか、数百億円の影響どころではなくて、けた違いの大きな影響があるはずで、これについて本来ならまず物を言うべきじ

ゃないかと思いますけれども、そういう観点については論議されなかったのかどうかというのが2つ目です。

それから、3つ目ですけど、今後の税源移譲の、税源として消費税の税源がふさわしいということを 論述されているわけですね。たしか石原知事も、消費税は公平な税制だという見解を最近示したことも あって、地方の側から消費税の税源を求めるということになると、今もう既に検討されている二けた税 率に消費税を上げていくということを後押しする役割を果たすのではないかと。これは都民もしくは中 小零細業、商店街などの実感からするとどうなのかと。私どもは、ちょっとこれは承服しかねるなと思 うのですが、この点についての見解があればお聞きしたい。

以上、3つです。

【神野会長】 私からいきますか。それとも、青木委員長から先にちょっと簡単に説明していただいて、 私のほうから.....。

【青木委員】 それでは、まず私のほうから簡単にですが。

まず、3点いただきまして、第1点目ですが、税源格差の是正を完全に否定しているのかと。決してそうではございませんので、後で、事務局のほうでページ数は教えていただければと思いますが、財政調整についてはきちんと交付税でやるべきであるということを書いてございます。ですので、あくまでここでは、委員もおっしゃっていたように分割基準という、まあ、姑息なのか、それとも、課税権を奪うという我々みたいな言い方をするかですが、そのようなやり方でやることが間違いであって、きちんとその格差については財政調整としてやるべきであると。我々としては、とにかく言いたいのは税を財政調整に使うべきではないということですので、ご理解いただければと思います。

第2点目ですが、法人税の税負担について、確かにご指摘のようにその議論はあるべきだろうと思います。我々小委員会の中でもそういうことを議論するということについては、恐らく否定的な意見はなかろうと思います。ただ、今回はあくまでも地方の法人課税ということでやっておりまして、実はこの答申の一番最後のところに書いてありますが、今後国と地方を通じて、やはり税というものを統一的にあわせてやらないと、どうしても今、委員がご指摘になったような問題が解決できないものですから、今後はそれを検討すべきであるということにしてございます。ですから、今回あるいは今までは、やはりどうしても地方税をどうするかというのが都税調の役割になっておりましたので、ご指摘の点は将来的には、私は個人的にはやりたいという気はいたしております。

第3点目の消費税の増税問題ですが、もちろんご指摘のような点は今の情勢からいうと連想されるだろうと思います。ただ、委員の各人、今お二人ほど来ていただいておりますけれども、とにかく増税をすべきであるというような考えを持って、あるいは発言された方は1人もいらっしゃいませんので、あくまでこれは、東京都税制調査会ができてからずっと主張しているように、1対1の割合に直すべきであると。現状4対1になっている。まあ、いろんな数字がありますけど、4対1程度になっているわけですが、それを1対1に改めるべきであると。ですから、今の情勢ですとどうしても増税にすぐつながってお考えのようになられてしまいますが、我々としてはその意図は全くなく、単純に割合の是正を、つまり地方の割合を増やせということを主張しているということでございます。

【神野会長】 私のほうからもちょっと補足をさせていただければ。今の3点については小委員長のご説明に尽きているかと思いますが、私どものほうのこの小委員会の議論ないしはこの税制調査会としてこれまで取り組んできたのは、中央に税収を集中させて、それを後で補助金として配って地方に仕事をやらせるという仕組みをどうにか変えていこうと。できるだけ身近なところで決定させるような仕組みにしていこうというところで議論をいたしておりますので、第2番目のご質問にかかわるような、景気政策にかかわる増減税の問題とか、それから、第3番目の消費税の負担水準を上げるとかという議論についてはいたしておりません。したがって、消費税についても全くニュートラルで、増税をするとかしないとかということについては言っていない。ただ、国税と地方税との配分比率を変えるべきだということを申し上げているだけであるということですね。景気調整などにつきましては、これは私どもの考え方ではすべからく、中央政府が行うべき責務であって、個々の地方自治体が景気政策を行うべきではないと考えているとご理解いただければと思います。

ほかに何かございましたら。

【曽根特別委員】 最終的な意見や何かは次の総会の機会になるかと思いますが、私が最初にご質問した税源の偏在という問題に関連して、確かに交付税でという話、どこかに載っていたと思います。同時に、なぜ偏在が問題になるかということについて、これは外形標準課税がまだ部分的であるからだという論もあったと思います。そうすると、資本金1億円以下の中小企業分野にまでこれを広げていくということについても、これは税制論とは別個に実態論としては、極めて中小企業に影響が大きいということで、これはやっていないわけですが、そこに踏み込む議論にならざるを得ないので、これも私、ちょっとリスクがあるなと思っているので、それは意見として申し上げておきたいと。

国の法人税に連動してしまう地方税の仕組みについては、のちほどまた議論があるだろうということなので、それをぜひ期待したいですが、都として、例えば分割基準見直しについても、2つ以上の県にまたがるような企業が、決して法人事業税が伸びていないよという反論を都のほうが最近出されているのですね、ある税の雑誌なんかで。これはむしろ、非常に手広くやっている企業の税収が伸びていないということ自体が、中小企業は厳しくて大手が一人勝ちじゃないかという庶民の実感から言うと、なぜ税収が伸びないのかというと、やっぱり大手に甘いのではないかと、法人税が。それがあるものですから、それを根拠に反論するのはうまくないなと私どもは考えております。ですから、根本にある問題として、ぜひ早目にこういった問題についてもメスを入れる議論をしていただきたいと思っております。

消費税については、今のお話でちょっと安心した面もありますが、ただこれ、税源移譲問題というのは、私はこれで終わりではないと思います。今後も地方の税源を求めていくという場合、消費税に税源を求めて1対1に仮になったとしても、その後地方の財源がさらに必要だというときに、消費税で出しているじゃないかということになりますと、やはり消費税の増税を認めないと地方の税源が拡大しないということにもつながっていくので、今後のことを考えますと、やはり消費税の増税問題については明確な態度表明するとかいうことがやっぱり必要じゃないかなというふうに思います。最終的な見解についてはまた後ほど述べたいと思います。

【神野会長】 何か私のほうからお答えしておく必要がありますか。つまり、税源が非常に偏在してい

るというような状態があって、今その問題と、それからもう1つ、基幹税の問題、ちょっとこれはこの ように説明しておいたほうがいいでしょうか。消費税と住民税、所得税との分割については、国のキー タックス、基幹的な税金については国と地方でいかにどういう配分でお互いに分かち合ったらいいのか ということであって、それは全体としての負担をどうこうするものではないと。そのほか、多分小さな - - 小さなというか、基幹税以外の税についてシェアを変えるということは、今後議論することもある かと思いますが、それは多分今のところ、私の独断でいえば自動車関係税をどう整理するかとか、今問 題になっている燃料税にかかわるような税金をどうするかというような課題になっていくかと思います。 私どもが考えたのは、税金の問題については、基幹的な税金については仕事に応じてなるべく分けま しょうというのが背後にある考え方でございます。分割基準を見直すよりも外形標準化を進めるべきだ ということを言うと、その際に偏在問題も絡んで中小企業その他の、つまり外形標準を適用されていな いところについての問題が出てくるのではないかというお話ですが、これについては別途その段階で考 える。つまり、そういう人々に対しては、例えば利益と、それから、利益プラス、オーナーのもらって いる報酬をつけ加えたものに税率をある程度掛けていくというようなオルタナティブタックスを認める とか、いろんなやり方があって、これは拡大していくときに全国的な議論になる過程で議論をしていく べきだろうと思います。これは、この東京都税制調査会で考えたイタリア方式の外形標準課税のほうが、 現在の外形標準課税よりもいまだに私は優れていると思っていますけれども、イタリアの生産活動税方 式ではない方式で今行われていますので、いずれ増やすときはもちろんそういうことを含めて議論をせ

事務局のほうから何かありますか。そういうことでよろしいですかね。

【宮下税制調査担当部長】 外形につきましては、12ページに書いてございますが、今回の答申では、資本金が1億円を超える外形標準課税の対象法人については、事業税負担の4分の1程度にとどまっている外形標準課税の割合をさらに高めていく必要があるということで、今回の答申ではそういう取りまとめ方をしておりますので、1億円のラインを下げるとか上げるとか、そういう議論は今のところは、今回の答申ではしておりません。それは申し述べておきたいと思います。

【曽根特別委員】 意味はわかりました。

ざるを得ない。

【神野会長】 済みません、お待たせしまして申しわけありません。

【東村特別委員】 今の、ちょうどこの外形標準に関連しますけども、今、分割基準の見直しの議論の中で、都道府県をまたがって事業所を有するところというのは、やっぱり資本金は基本的に1億円以上のところが多いわけでありまして、1億円以下のところで幾つかは出てくるかもしれないのですけれども、そんなにまたぐところはないだろうと、私は経験から思うのですね。そういう中で今お話のあった外形標準課税の問題を、これは特に1億円以上の企業について、今は4分の1に留まっています。だけど、実質4分の1に留まっているのは外形標準課税ではないわけですよね、ミックスみたいなものですから。これを拡大するという表現ですが、私なんかはやはり、1億円以上の企業については応益課税ということで、これは東京都が銀行税というのをやりましたけれども、これはある意味で外形標準を100%としていくことによってこの分割基準の問題も、ある意味で100%じゃないけれども、かなりの

部分解決していくのではないかと思いました。この辺どうなのかということ。

それから、地方特例交付金の問題で、前にもらった資料では15ページですけども、新しいほうでは恐らく16ページですかね、地方特例交付金についての意義を書かれていて、最後にすべてを廃止するようなことを行うべきではないと、こういう表現になっていますが、ということは、一部廃止は、いわゆるひもつきの部分については認めるのかと。これ、ひもつきの部分を認めていくと、今度は個人住民税、最高税率の引き下げの問題がまた話題に出てきたと。これが1つまた国のほうで改正になったとしたら、このひもつきの部分も引き下げて、いわゆる廃止するとなれば、これはもうなし崩し的に廃止するようになるのではないかと。そういう意味で、「すべて廃止するような」というのは、一部廃止は容認しているのかどうかという部分も含めて、この2点についてちょっとお聞きしたいなと思います。

【神野会長】 前者は委員のおっしゃるとおりでございますので、そういう理解でいいですよね。後者 について何かありますか、事務局のほうから。

【宮下税制調査担当部長】 地方特例交付金というのは、先ほど申し上げましたとおり小渕内閣のときに景気対策として、国だけではなく地方のほうも減税するということで実施されて、そのときに交付税不交付団体であるようなところは非常な打撃を蒙るので、その財源補てん措置として設けられたものです。その減税の中身ですが、個人住民税の定率減税と、それから法人住民税、法人事業税がございます。今回俎上に上っているのが個人住民税の定率部分の廃止ということで、その部分が廃止されれば、それに相当する地方特例交付金が減額されるのは構わないのですが、それを機会として法人住民税・事業税が、減税部分が変わりませんので、そこの部分まで含めて全部廃止となりますと、影響額が1,400億円くらいに影響が出てくるということでここに記述されています。

【東村特別委員】 今はひもつきと考えていいわけですよね。一部減額するということも、これはもう 仕方ないと。ひもつきと考えていいということですね、要は。

【宮下税制調査担当部長】 その部分が増収になるということです、税の部分が。

【神野会長】 小渕内閣のときの恒久的な減税で、住民税について個人住民税ではないものについては 税率を引き下げたままなわけですよね。これを戻さないわけですよね。だから、手を入れないにもかか わらず減らされるのが困るということですよね。つまり、国、地方を通じてというか、国のほうでは減 税というか戻さないわけですよね。戻さないんだけれども、地方でやった部分について交付金を出して いるんだけど、これは法人関係については手を加えないのだけども、ついでにこれもなくしちゃおうと 言われるのが嫌だと、こういうことですよね。

【東村特別委員】 わかりました。

【紺谷委員】 余談ですけれども、小渕政権のときの恒久減税というのはあくまで恒久減税なのですね。 【宮下税制調査担当部長】 恒久的にという意味ですね。

【紺谷委員】 いいえ、違います。それを今説明させていただこうとしたのですけれども、あのときに 直間比率の是正とか国際競争力の問題とかありまして、日本の法人税率は高過ぎるとか、余りにも累進 がきついとお金持ちが海外に逃げちゃうとか、そういうことがありまして、長期的な税制改革というの が課題に上がっていたのですね。ところが、金融恐慌の懸念もありまして、そういう長期的な観点から 税制を議論していたら間に合わないと。とりあえず減税だけは先にやってしまえと。それで定率減税上限引き下げだったのですよ。それで、後からゆっくりその中身は見直してもいいねと。減税自体が一時的な景気対策であるかのように言っておりますけれども、それは大きな間違いです。もしそうだとしたら、どうして恒久とか恒久的という言葉が使われるのですか。何で恒久とか恒久的という言葉がついているのですか。それは恒久だったからですよ。しかも、当時は、最初は恒久と言われていたのです。だけど、恒久的とおっしゃっていた議員さんがおいででした。津島さんとか与謝野さんとか、大蔵省と親しい方たちは当時から、最初から恒久的とおっしゃっていました。でも、政権はあくまで恒久減税というつもりだったのに、法案提出のときに大蔵省が「的」の字を入れちゃったのですよ。それで正式に法文上も「恒久的減税」ということになりましたけれども、「的」が入っていようといまいと、何で恒久という言葉が使われているのかということを皆さんお忘れじゃないですか。違いますよ。今そうやって財務省が一時的だ、一時的だと言って、決して景気がよくないにもかかわらず、景気が回復したのだったらなぜゼロ金利なのですか。おかしいじゃないですか。なぜデフレなのですか。ちっとも景気なんかよくなっていないですよ。だから、そういう意味で、つけ足りないですけれども、ちょっと余分な話をさせていただきました。失礼いたしました。

【東村特別委員】 今、紺谷委員がいろんな話をされましたけれども、紺谷委員も小委員会の委員をされているんですよね。

【紺谷委員】 そうです。

【東村特別委員】 失礼ですけど、何でこの辺のところを議論してこの文章を、今何でこういうところで言われるのか、それだけちょっと。

【紺谷委員】 済みません、欠席続きだったのです。

【東村特別委員】 非常に私は不思議です。

【紺谷委員】 でも、今みたいな話は年がら年じゅうさせていただいていますけれど、多勢に無勢だということです。

【東村特別委員】 失礼ですけれども、もし委員としてやられるのだったら、きちっとここにまとめる べきだったと私は思います。

【紺谷委員】 そうですね。だから、今日申し上げようと思って用意してきたのですけれども。

【神野会長】 今のは、紺谷委員がおっしゃったような意味で使っているとしても、したがって政府のほうとしては、この減税については法人関係のところは元に戻さないと言っているわけですね。戻さないのに交付金がなくなるということを恐れている。そういう理解でいいのですよね。だから、結果として、結局抜本的な見直しまでやるわけですよね。個人住民税のほうは抜本的な見直しをやりましたからという理屈になっているわけですよね。今回の税源移譲で抜本的な見直しをやりましたからもとの税率に戻しますよというので、交付金は要らないのではないかと言っているんだけれども、元に戻さない法人税についての交付金まで取り上げるのはいかがなものかというか、それに反論しているという内容ですので……

【東村特別委員】 それだったら恒久という言葉にしなきゃいけないですよ。恒久的なという言葉を...

. . .

【神野会長】 いや、だから、恒久的とか何かのことについて我々は議論しているのではなくて、それ はある意味で国の政策の判断で、景気政策としてやっていますけれども、それを理由にして本来支払わ れるべき交付金を支払わないという口実に使われることについて反論しているということです。

よろしいでしょうか。ほかに。

【柿沢特別委員】 最初に青木小委員長の口頭でのご報告の中で、最終的には責任を持ってこういった 形で取りまとめたけれども、それまでの間でいろんな議論があったというような言及があったと思いま すが、政治論も含めてちょっとお尋ねしたいのですけれども、この第1章の中で、どこの部分について 意見の開きがあって、そこをどのように埋めていったのかということについて、代表的な大きな部分だ けでも1つか2つ具体的にお伺いさせていただければと思います。

【青木委員】 はっきり申し上げると、わかりにくいところです。読んでいただいて、わかりにくいところが、なかなか表現的にまとめにくかったということです。我々としてはもっとシンプルでストレートに書きたいのですね。政治は先生方のお仕事なので、政治論は、私は全くわかりませんので、我々机の上の学者と言われればそれまでかもしれませんが、内容的には正しいことでも、不必要な形容詞はできるだけつけたくないなというところが我々学識者・学者としての信念でございますので、今回の例でいいますと、どう言ってけんかするのか。けんかの表現は、我々は知ったことではありませんということです。ですから、我々はそういう言葉は入れたくありません。真実で、本当に今一番ぶつけるべきところ、国がやろうとしていることで批判すべきことだけを我々は書きたい。それに対して都知事の諮問もありますし、どうやって闘うのでしょうかということをお尋ねいただいたわけです。そこのところで当然ずれが出てくるのはやる前からわかっていることですので、特定の部分というよりもその表現だというふうにお考えいただければ結構です。

我々は学者ですけれども、当然東京都の仕事としてやっている。ただ、譲れないところは譲れないわけですが、東京都の方がこういうことを言ってけんかしたいだろうなということは理解しています。ただ、我々としてはそのけんかの仕方に口は出しませんが、それが学者の信念と反する余計な形容詞であれば、あるいはそもそも、もうちょっとはっきり申し上げますと、わざわざ皆さん、本当の理由で闘わなかったりするケースも多いわけですね。本来闘う場所じゃないところで空中戦をやったりしているわけで、そういうところに我々は余り関与したくない。本当の空中戦の原因がどこにあるのかということで話をしたい。抽象的な言い方で大変申しわけありませんが、正直に申し上げるとそういうところでございます。

【神野会長】 小委員長はあのようにご説明されましたけれども、すべてに私、出ていたわけではありませんが、私が出ている範囲では、そんなに大きな意見の開きみたいなものはなかったというふうに考えています。というよりも、もともとこの小委員会を含めて税制調査会は、東京都の事務局から委員がフリーにトーキングしてもらって構わないということになっておりますので、あくまでも事務方は我々に討論する上での参考資料を出していただいているだけです。ただ、事務局のまとめてきた案の中に、財政調整や何かに絡むときに、どうしてもそれは東京都という立場に立つわけですよね。我々は分権を

進めるという観点に立つので、どうしても理屈の上で地方全体の利益というような立場に立つということが、東京都の立場と若干齟齬があったことがあったかもしれないという点で、だからといって事務局が我々の討論の内容についてこれまで言われたことはない。それはどうしてそうなるのかというと、多分分権を進めようという観点からいえば、東京都も全体も大きな齟齬がないからだと。つまり中目標で対立することがあったとしても、大きな目標ではそれは克服できるからだと私は考えております。運営については、事務局が何らかの形で委員会に対して委員と同じような立場で発言するというようなことはなくて、完全に事務方に徹してもらっているので、私の出ている審議会の中では最もと言っていいぐらいフリーに討論させていただいている。審議会と言っては変だな、スタッフとしての議論をさせていただいているところだと思っています。

【青木委員】 ご理解いただけると思いますけど、皆様方、東京都の議員さんですよね。東京都の都民の税金をどうこうするかといったときに、今の風潮は私、非常によくないと思いますが、みんなわがままになっているのですね。このわがままをどこまで乗り越えて国をつくれるかということが問われているのに、今はもう東京都 - - これ、東京都の批判をしているわけじゃないですよ。あらゆる組織、あらゆる官庁、あらゆる政治家、すべての方の批判をしているわけですが、皆さんわがままばかり言うのですね。我々のように損得を抜きにして、ただ単純にばかと言われればそれまでですが、学者として理想の国をつくりたいなと、みんなが明るい顔をして暮らせる国をつくりたいなという人間からすると、みんな1人1人が組織防衛を図ったりわがままを言っていると、どうもしゃくにさわるといいますか、こういう人達は何を考えているんだ、という気持ちをすごく最近持つわけですね。特に今、政治状況も含めて毎日怒りだらけなわけですが、そういう状況ですので、先ほどの発言もその一環としてついつい出てくるというふうにお考えいただければよろしいかと思います。それと同時に、今回特に都知事からの諮問ということがありましたので、どう闘うのか。我々は法律家ではありませんので、憲法云々の議論もありましたが、どうするべきなのかなと。それについても一応議論はしましたが、そこは、我々は触れませんということで、やはり知事の諮問というものは重く受け止めたということは事実です。

【神野会長】 ちょっと誤解のないように説明しておきますと、私の理解では、東京都民のために我々は議論していますし、広い意味で東京に住んでいる方だけではない、働きに来ている方を含めて、東京都にかかわってくる方々のために議論をしているわけですけれども、それは結局全国民の利益になるという立場で審議会を進めて、小委員会も進めておりました。私どものほうも、ここで出したことはラインとして決定することではありませんので、諮問に答えるスタッフとしての役割を果たしているだけですので、そう大きな問題はなかったというふうに理解しております。

【柿沢特別委員】 ご説明は理解いたしますが、私がどうしてこういう質問をしようかと思ったのは、1つは、今進行中の三位一体の改革に対して財務局の担当者が私のところに来て、東京に対する理不尽な財源調整というものが今年も来年度に向かってまた行われようとしているので、何とかこれを阻止すべく力を貸してくださいと説明をされた内容と、この第1章の内容がほとんど一緒のような印象を受けるからです。結果として偶然の一致だと、小委員会の皆さんが議論をされて結果としてこうなったというご説明を今、神野会長がされましたれども、私はその間の議論がどのように行われてここに至ったの

かということをもう少し詳細に説明していただかないと納得がいかないと思います。しかもこの場所は、 活発な議論をするために、それを妨げないために新聞記者を途中で退席させて非公開で行われている場 ですから、そこで抽象的な、オブラートにくるんだ議論をしてしまったら、どこで何が話し合われたの かを確かめなければならないということにもなってしまいますので、そこはぜひもう少ししっかりと、 これが形成された過程というのをご説明いただきたいというふうに思います。それだけちょっと申し上 げておきます。

【神野会長】 それは特に私どもは、今お話しのような理不尽な財源調整というようなことでどういう 説明を受けたのか、ちょっと私わかりませんけれども、そのとおりの意見には多分なっていないという ふうに思います。

【青木委員】 1つは、会長がおっしゃったように審議の過程、状況をお聞きになりたいということですので、これはもう何も隠さずお話をいたしますが、審議をしているのは我々メンバーのみです、間違いなく。もちろん資料として、例えば、恐らく委員がご覧になった資料が資料として出てきたのかどうか、どれが同じ資料かわかりません。状況の説明として、私自身は実はほかの委員会でそういうことを検討する会に入っておりますので、分割基準をどうすべきなのかという資料はほかのところでも見ております。ただ、私以外の委員の方々は事務局のほうで用意をしていただいた資料を見ております。ですから、偶然 - - 偶然といいますか、恐らくそこの部分は同じ資料が当然出てくるのかなという気はいたします。その上で、審議の過程で、細かい文章まで、すべてを確認したわけではございませんが、少なくともこの文案では、私の表現で書いてあります。これは私の原稿を読んでいる方がいらっしゃれば、ご理解いただけると思います。ですから、ご心配はよくわかりますが、ご心配いただくようなことは私も正直言うと好きではありません。ですから、私はご質問いただいて今非常にありがたいなというふうに思っております。逆に言いますと、私もそういうことにはしたくないということですので、東京都もそうですが、ほかの自治体さんでも私が関係しているところは、できるだけ自分で文章を書いたり、あるいは案を出すようにいたしております。神野先生が一番ご存じだと思います。

【神野会長】 委員がおっしゃったのは、多分分割基準のところだと思いますけれども、分割基準についてはいろんな資料が出てきておりますけれども、我々は我々の議論としてやっておりますので、先ほど言いましたように外形標準課税の拡大とか、地方消費税のほうに振りかえるというような議論は我々が考えてやっていることで、そこはもう資料として出てきたものどおりの書き方はしておりませんということです。

よろしいですか。

それでは、後に戻っていただいても構いませんので、私の議事の不手際で既に1部でかなり時間を費 やしておりますが、2部のほうに移りたいと思います。固定資産税関係についてご意見をいただければ と思います。いかがでございましょうか。

【曽根特別委員】 これは第1部のほうとも共通して、私どもは税源を確保するという自治体としての 1つの使命は確かにあると思いますが、同時に払うほうの都民の側から見て、余りにも実態とかけ離れ た税率・税制はまずいという両面から見ていきたいと思っておりまして、固定資産税の場合、それが非 常に極端にあらわれている問題だと思うのですね。ここで提言されているように、確かにバブル崩壊後、急速に地価が下がっていく一方で、その前に決めた、地価が非常に高い時点での是正策が、逆に言えば非常に矛盾を来したということによる都民からの不満、これは当然あったわけですし、係争のものもあるということからすると、ここで一定の是正の方向を出されたことについては率直に評価できるのではないかと思っています。ただ、現状の地価が確かに下がったとはいえ、しかし、現状の課税係数で落ち着かせるというようなことで、もともとあった実態に合わない、つまり住み続けてきた人やそこで商売をやってきたような自営業の方が、やっぱりこれでは住み続けられない、商売できないという、抱えてきた高過ぎる固定資産税の実態そのものが根本的に解決に向かうのかというと、やっぱりそうならないだろうというふうに思っております。最初のところにある都民からの意見といいますか、そこのところにこういう問題提起があるよということ、20ページですか、納税者からはこういう批判が相次いだということが書かれているのをここに載せるのであれば、当然その前からある高過ぎる税額の問題がありますので、これについて今回はいろいろその点の論議はどうだったのかというお話があったかもしれませんが、やはり声は声としてあるということと、それをどう受けとめていくのかということについて書いてほしかったなということと、もしその点について論議があれば、どういう見解、または、この中でどういうふうに対応しているのかということを聞かせていただきたい。

【青木委員】 簡単に一言だけですが、審議の過程で、負担水準そのものが、委員おっしゃったように重いという方ももちろんいらっしゃいますし、逆の方はあまりいないと思いますが、わからないというのが正直なところでございます。バブルの後、固定資産税に様々な仕組みが出来て、税の調整があってということはおおよそわかっている方がいらっしゃいますが、じゃあ、実際にそれが、委員おっしゃるように事業が継続困難になったということであればすぐに実感するのでしょうけれども、ほとんどの大多数の、我々がまず考えなければいけない大多数の人にとっては、バブルの後、税の負担はどうなったのかなと。今調整の途中だったんだっけ、あるいは見直し、また評価替えなのという、わけのわからない状態をまずは直そうということでしたので、確かに税負担の問題は大きいだろうと思いますが、まずは税負担そのものをわかりやすく・・わかりやすくといいますか、税負担を感じられるようにしようということを念頭に置きましたのでということが、まず審議の過程でございます。

【神野会長】 私どもの議論の中で、我々はあくまでも制度を議論しておりますから、負担そのものが重い、低いというのについても議論しなかったわけではありませんけれども、地方分権時代にふさわしい固定資産税制というふうに書いてあるとおりに、今、議員がおっしゃっているように、都民が仮に固定資産税、いろんな税金があって私たちの共同のサービスを出していくわけですが、そのときに固定資産税は高いと感じるのか、低いと感じるのか。感じたとしても、それを税率の上で、あるいは改正で反映させにくいシステムになっているのですね。ですから、できる限り、まず自分たちの負担を自分たちで決められるようなわかりやすい仕組みにして、かつ分権的にそれぞれの地域ごとに、ある程度住民が負担を決定できるような方向を目指して提案をしているということですので、負担そのものが重いとか軽いとかということを直接的に取り上げてはいないということですね。制度面の改正を待っていると。もちろん結果として固定資産税をもっと引き下げるべきだということであるとすれば、その仕組みがこ

ういうふうにすればよくわかるようになって、しかも、ある程度地域ごとに決定できるようになるとい うふうな方向で提案をしております。

【曽根特別委員】 おっしゃっている意味はよくわかります。私は、1つは税の負担感のことを言っているのではないのですね。もう実感とかいうことを超えて、やはり地域の崩壊の1つの原因になっていると、固定資産税が。これは都心部ではですね。払い切れないために撤退もしくは財産分割せざるを得ないというようなことが現に起きているものですから、そういった地域社会の崩壊の1つの要因になっているとすれば、それは制度として見直さなきゃならないという問題として申し上げているつもりです。それから、先ほどおっしゃられたように、地域の実態に即した税制のあり方という点が今後に期待できる部分かなと思いますので、その点についてはぜひ議論をより深めていただいて、やっぱりそれぞれに見合った、前から言われている収益還元方式がいいのかどうかというのは、議論が当然あると思いますけれども、何らかの、実態に即した税制のあり方、地域で分けるのか、業態で分けるのか、そういったものについてはぜひあり方を議論、国に提言する以上はそういったことも含めてやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

【神野会長】 ほかにございますか。

【東村特別委員】 細かい話になりますけれども、償却資産に係る固定資産税の問題ですが、この小委 員会で、7月29日ですか、償却資産に対する課税の問題も取り上げていただいたということですけれ ども、ここの標題にありますように、償却資産の申告に伴う負担の軽減ということをうたっていただい ています。さらに例示で、市町村が任意に実施している前年度の償却資産の一覧の納税者への送付とい う、こういうことまでかなり突っ込んで話をしていただいていますけども、いわゆる納付する側から言 わせていただければ、これよりも償却資産に係る固定資産税の基準日、1月1日に基準日が設けられて 1月31日に納付されるというこの制度自体が、非常に納付する側としては問題でありまして、これを できれば、いわゆる法人の決算日の一連の税の納付とあわせていただく。納付する側が1年に何回も何 回も税を納める。年末調整をやって1月10日に納めなきゃいけない。そうしたら今度は償却資産に係 る固定資産税。3月決算が来たら今度また法人税。また、法人税も、これは余談になりますけど、今電 子申告になって便利になったといいますけれども、事業者の場合は法人税も電子申告で、また、住民税 も電子申告で、両方やらなきゃいけないのですね。本当にこれは連動させてもらったら一番いいのでし ょうけども。こういったことは課税する側の論理ですべてつくられていて、納税する側の論理じゃない ですね。非常にこの辺が、負担を軽減するのであればこの辺をやはり統一していただきたい。また、こ ういう議論が出なかったのか。もし出てここに記載されていない場合、なぜ記載されなかったのか。ま た、議論が出ていないのであれば、今後そういうことをぜひとも議論していただきたいなと。そもそも 私は、償却資産に係る固定資産税は要らないと思っています、本当に。その辺のところをちょっとお聞 きしたいなと思います。

【神野会長】 償却資産に係る税は、これはシャウプが固定資産税に入れたわけですが、今の納付時期、 つまり便宜の原則にかかわるところですが。 【川村税制部長】 それでは、償却資産についてですが、今、東村先生がおっしゃった議論は、小委員会ではかなり活発に意見をいただいております。例えば1月1日が賦課期日ですが、これを仮に決算期である事業年度の末日に移動させた場合、どのような問題が出てくるかということでございます。例えば、3月31日決算法人と、9月30日決算法人を例にとって申し上げますと、仮に2月28日に、3月31日決算法人が保有する償却資産を、9月30日の法人に移転させ、7月になってから9月30日決算法人が3月31日決算法人へとまた元に戻してしまうと、税の回避が行われます。そうすると、賦課期日を移転させるのはまずいことにはならないかと。そこで、賦課期日を1月1日に固定させることにして、実際には1月1日の価格ではなく、決算期の価格で申告すればいいことにする方法もあるのではないかと。こういうことで小委員会のほうも大分ご議論いただきましたが、実際に申告に関わる実務の専門家から、そういうことでやるのであれば、結果的には計算はやはり同じことをやらなきゃいけないので、かえって手間にならないかというご意見がございました。それでこのように工夫の余地のあるところで前年度の償却資産を納税者サービスとしてきちんと教えてもらえば、それで把握ができるだろうというお話もありまして、こういう表現になった次第でございます。

【東村特別委員】 確かに税を納めるというのは、これは予算という単年度の考え方からすれば、それはもう至極当然のことだと思いますけども、極端な話、じゃあ、企業が年度末に処分して1月1日に持っていなければ、結局同じことです。そういうやり方は幾らでもあるわけであって、それをよく節税策で、税金を納めるのが嫌だと思えば、ある程度設備投資をやるとかいうやり方も出てくるでしょうし、そういうことを考えれば、単年度というスパンで考えればそういう修正が入るということは言われるかもしれない。よく税務署なんかも前期の売上高の修正とか言っていますけれども、これは翌年にまた認容されるわけですから、そういうことを考えれば、そんなに……。脱税するわけじゃないわけですよ。期ずれの問題だけですから、大部分の現場の税理士は、これはもう大変だと言っています、本当に。そういう意味で、とにかく税を納める側からしたら、納める時期とか申告のあれは合わせてもらいたいというのが最大の眼目ですから、最初からだめだというのではなくて、私は脱税だったらだめだと思いますけども、翌期認容の問題だったら、これはそんなに目くじら立てる必要はないかなと思っていますけれどもね。

【神野会長】 私は特に専門家ではないですので、むしろ志熊専門委員に、補足して何かございましたら。

【志熊専門委員】 今の償却の問題は、先生の言われたようなことを主として議論してまいりました。 正直、決算期に申告をしてもらうというシステムのほうがいいのではないかと。納税者の利便に資する のではないかというふうに思っていましたが、やはり税の申告実務ということは我々はやっていないし、 実務の専門家から、それは現行のほうがいいのであり、かえって問題が生じるというふうに言われると、 実務的にはそうなのかなというふうに考えざるを得なかったというのが実情です。言われる点は、もう 十分小委員会では議論しました。

【東村特別委員】 具体的にどんな問題が出るのでしょうかね。

【川村税制部長】 率直に申し上げて、現行でもそんなに問題は生じていないのではないかと。仮に決

算期に合わせて申告するとしても、申告時期、賦課期日をもし動かせないのであれば、これは1月31日までにご申告いただいて、3月31日で価格を決定して、市町村によって納期が違いますが、4月から6月までの間に納税通知書を送らなきゃいけない。そうすると、同じ申告の手間であれば、わざわざ変える必要もないというのが率直なところでございます。

【神野会長】 よろしいでしょうか。議論はしたのですし、また、専門家というか、実際実務に携わっている方の参考意見を伺った結果、こういった認識にまとめたところです。

【原田特別委員】 原田でございます。まず、この固定資産税のところで1点お伺いしたいのですが、仮称で資産評価機構というものについて書かれてございます。私も土地ないし建物等々の価格というものについてわかりやすくする、あるいは公正な評価をするというその理念自体には大いに賛成しますけれども、実際にこのような資産評価機構というものができた場合、これは納税者側あるいは課税権を持った側、双方からの相当なさまざまなプレッシャーにさらされる機関になろうということが予想されるわけですよね。その辺のところについて、どういう経緯でこういったものを独立させてつくろうという議論というものが出てきたのかというところについて、ちょっと経緯をお聞かせいただきたいということと、あと、それに付随して今日いただいた新しいほうの案によると、31ページののところで、不服審査ということで、納税者側からの不服審査ということについては書かれていますけれども、こういうことがあるのかどうかわかりませんが、何らかの納税者側からのプレッシャーの影響等々によって、課税する側から見て不当に資産価格というものが安く評価されているような場合に、行政側としてはどのようなアクションを考えるのかと。ここでその評価額に合わせてまたその税率というのをいじるとか、そういう話になりますと、また余計複雑になってくる、イタチごっこになってくるということにもなりかねないですし、その辺のところについて具体的な議論があったのであればお聞かせいただければなと思います。

【神野会長】 済みません、今日、渋谷委員を初めとして税法の専門家、行政法の専門家がいないので、 小委員長、大丈夫でしょうか。

【青木委員】 確かに2点目の法律のところは少し私も……。ただ、それも含めて議論しておりますので、簡単にお答えさせていただきますけど、評価機構がそもそも出てきたのは、やはり課税する、今の訳のわからない状態で評価に対する疑義が一番多いというところでございます。じゃあ、むしろ普通に考えれば、課税する側と評価する側が一緒のほうが責任を持てるという第2点目のご質問になるわけですが、そこを分けてしまうことによって客観性が保てないかと。実はこれ、海外にも例がありますよということで、幾つかの国で実際にやっております。ですので、結果として、簡単にいいますと評価機構に分けると評価に対する疑義だとか疑いの気持ちというものが薄れるであろうと。全体として、そもそも課税するという課税権と評価権と、あるいはクレームの権利も含めて、これを1つにやるというのが日本の常識ですけれども、別に分けたっていいじゃないかと。ほかの国ではむしろ分けているほうが、私の認識では多い。課税権と評価権を特に分けている国が多いのですね。この場合にご質問のようなクレームに誰が対応するのかというと、やはりこれは評価する側であり、評価する側の評価機構がきちんと対応することになります。恐らく法律的にいうと、責任は課税権者というよりも、課税権者は課税を

するだけですので、評価に伴うクレームあるいは間違い、齟齬みたいなものについては、これは評価機構のほうで責任を持つという形になろうかなというふうに思っております。という審議をたしかしたような記憶がございます。

【神野会長】 事務局から何か補足はありますか。 - - いいですか。

委員、今のでよろしいですか。何か続けてあればどうぞ。

【原田特別委員】 直感的に申し上げまして、卑近なところで申しわけないですけれども、こういったものができたときに何らかの、今いろんなところで談合とか汚職の話題もありますけれども、納税者側からいってもこういったところに対してそういった働きかけが強く行われる可能性が非常に強いと。また、逆に天下り等々に対する批判というのもございますけれども、行政の側でこの機関というものが、そういった形で非常に肥大化しておかしな形で運用されていくという懸念もなきにしもあらずと。必ずしもそうなるというわけではないとは思いますが、そういった徴税権、非常に国家の権力の根幹にかかわるところでございますので、相当大きな権力を持った評価機関というものが、仮につくるとすればできるわけですよね。そこのところで、今回の表現は具体的にどういう形でつくっていこうというところまでは書かれてはございませんけれども、そういった意味で相当に慎重に考えていかなければならないと、私の意見として申し上げたいということでございます。

【青木委員】 今のご指摘、全くそのとおりでして、ただ、我々はあくまでどうすべきかという方法を考えるのが役割なのですね。ただ、日本の現状ですと、外国でうまくいっているものでも日本に持ってくるとすべてが悪くなります。独立行政法人にしろ何にしろ、全部イギリスとかではきちんとして公明正大にやっているじゃないかと。ところが、日本に来た途端に今ご指摘のような問題が山ほど出てきて、結局何も変わらないでだめじゃないかという議論になるので、これはもう学者の手に及ばないところですので、ぜひ政治家の先生方に頑張っていただきたいですね。それをやっていただかないと我々が幾ら答えを出しても、何から何までいいものを取り入れましょう、この評価機構も外国でやっていてうまくいっていると。納税者の信頼もすごく厚いというのを聞いて、じゃあ、これはいいことではないかということで慎重に審議をして、組織形態まで含めてちょっとやりましたが、やはりご心配いただいたようになかなか、具体的にぼんと出すと、また汚職じゃないかとか、天下り云々という話になるものですから、あくまでここでは考えだけをお出しさせていただいたのですね。ですから、ぜひこれがうまくいくように政治の世界で頑張っていただきたいなとお願いをいたします。

【神野会長】 当面、この問題を含めてですが、改革をするときには、まずビジョンを描いておいて、 そこに現実には一歩一歩部分的な改革を積み重ねていくということだろうと思います。方向性としては、 資産評価について市町村でやっているわけですけれども、それはここでは一応一部事務組合、広域連合 を含めたのを段階的に考えているわけですよね。そういう方向で、評価の機構を少し充実していく方向 での延長線上に、新たな機関なども考えられるという方向性を示したということでご理解いただければ と思います。

ほか、いかがでございましょうか。

【柿沢特別委員】 家屋評価の取得価格方式の採用ということについてなんですが、私、この世界の素

人でありますので、この再建築価格方式という現行の方式についてですけれども、ぱっと見て、これはある種のフィクションに基づく課税標準の算定だというふうに何となく思わされるものがありまして、そういう意味では取得価格をベースに課税標準を規定するということが、納税者の立場から見ても納得の得やすい方式なのではないかと思いますし、率直に言ってこうすべきではないかなと思います。恐らく、こういう形で提言されているということであるとすれば、国における税制の議論の中でもこうしたことが議論されているのだろうと思うのですが、この間、国レベルにおいては、この取得価格方式の採用等々についてはどんな議論があって、そして、なおこの再建築価格方式がとられ続けているというのはどういう理由によるものなのかということをちょっと、素人なので教えていただければと思います。

【神野会長】 税調では、私は固定資産税関係の委員をここ二、三年辞退しているので関与していない のですが、何か動きはありますか。

【川村税制部長】 今承知している範囲で申し上げさせていただきますと、まず現在の再建築価格方式というのは、旧来の建物を今新しく建てたとしたら幾らぐらいの評価になるだろうかということで、再建築価格を求めます。仮に5年既に経っていると、5年間、経年減点といいまして減価償却させて、それで今の評価額を出すというのが現行のやり方です。取得価格方式ですと、例えば1,000万円で取得した価格に対して固定資産税の評価額をどうするかというのを、取得価格を基本にしますと1,000万円で評価することになりますが、今、住宅用と非住宅である事業用の家屋と分けたときに、事業用のほうは申告をするときに、国税の申告、所得税あるいは法人税の申告をするときに取得価格で減価償却をさせておりますので、なるべくならそれに一致させたほうが固定資産税も国税も一緒になり便宜であると。こういうことで取得価格を入れようというのがあります。それから、今、裁判等で問題になっておりますが、取得価格が再建築価格方式よりも下回ってしまって、一部矛盾が出ているというのがありまして、それであればやはり取得価格を入れて、取得価格が高過ぎれば何割か割り戻して価格を設定したらどうかと、こういうところがございます。国の状況は今、資産評価センターというような固定資産の評価を主に研究しているところがございますが、そこでは取得価格方式が少し提言されているような動きがあります。

【安田資産税部長】 私、資産税部長をさせていただいていますが、今お話がございました国のほうの動きということで、財団法人資産評価システムセンターというところがございまして、これは総務省の外郭団体というような位置づけでございますけれども、固定資産税の制度あるいは評価制度、こういったことについて毎年研究テーマを決めて研究しています。神野会長も......

【神野会長】 10月1日から。それまでは入っていないので。

【安田資産税部長】 その中で昨年度から今年度にかけまして、家屋評価の現行の再建築価格方式にかわる新たな方式ということで、取得価格方式が研究されています。ただ、これは今回初めてというわけではなくて、実は数年前にも一度取得価格方式の是非を検討された時期がございました。ただ、その時点では、確かに魅力的な方式ではありますけれど、現実に、例えば自分で建てたという場合ですね。そうすると、ほとんど低廉な価格の場合、これでも取得価格には違いないわけでございます。あるいは、例えば非常に低廉に値引きをして取得された場合、それから、ある意味で、こう言っては何ですけど、

割高でお買いになった場合、この辺が適正な時価という観点からして、そういった不正常な要素をどこまで排除できるかという点で、必ずしも取得価格方式がベストというわけにはいかないというのが過去の研究会の結論です。今回それをどこまで検証できるかという、その手法があるかどうかという観点を含めて、改めて検討はされております。ただ、やはりなかなか現実に今の再建築方式を取得価格方式に変えるのは、正直に言いまして、私もメンバーとして参加させていただいておりますけれども、なかなか一長一短あるということで、今すぐという感じでは……。研究会の方向としてはそんな方向でございます。

【神野会長】 よろしいですか。私も委員になっていますが、申しわけありません。 ほかにございますでしょうか。

なければ、おおよその筋では、今日ご議論いただいたので、この案で問題ないかと思いますが、いずれにいたしましても字句の間違いその他を検討しなければなりませんので、きょういただいたご意見を踏まえた上で、私と小委員長、それから事務局を含めて検討させていただいて、至急文章上の誤りないしは誤解を招く表現その他がないかどうかということを見直した上で、次回の委員会までに委員のお手元に届くようにするということで、事務局、よろしいですね。そのようにさせていただきます。次回の、最後の総会で最終的な調整を図りたいと考えておりますので、それまでには皆様のお手元に行くようにお手配を事務局にはお願いいたします。

それでは、次回の日程などについて事務局からご連絡いただければと思います。よろしくお願いします。

【宮下税制調査担当部長】 それでは、事前に委員の皆様にご案内いたしましたとおり、次回、第3回の調査会は、11月24日(木曜日)午後5時半より、本日と同じ第一庁舎南棟33階特別会議室S6、この会議室でございますけども、ここで開催させていただきます。なお、審議終了後、知事への答申の手交式を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【紺谷委員】 三位一体と税源移譲に関しましては、小委員会のほかのメンバーの方と全く違う意見を 私持っておりまして、幾ら意見を言っても載らない場合がありますよ、やっぱり。取りまとめは小委員 長にお任せということでございますから。私は少数意見であるということを常に承知しております。ただ、いつも残念だなと思うのは、地方制度調査会もそうですけれども、どうして議員の方は総会しか来ないのか。何で小委員会をこしらえてそこで議論をするのか。何で毎回毎回このメンバーで議論できないのかというのが、私は不思議で不思議でたまりません。地方制度調査会だって、地方政府の現場で働いていらっしゃる方を抜きにして、いわゆる有識者と言われるような部外者だけで議論しているのですよね。それはとても変だと思います。だから、私からのお願いですけれども、毎回毎回このメンバーで やらせていただければいいなというふうに思います。

【神野会長】 わかりました。どうもありがとうございます。いずれにいたしましても、この案は東京都庁のほうで何らかの形でアクションをとられた上で先生方のところに回ると思いますので、そのときにはぜひ十分なご意見をお述べいただいて、都民、ひいては国民のためにご検討いただければと思います。

それでは、これで第2回目の今年度の東京都税制調査会を閉会させていただきたいと存じます。本日はお忙しい中、しかも大変遅くまでご熱心にご審議いただきましたことを心より御礼を申し上げます。 どうもありがとうございました。

散 会 午後8時53分